

告 示

埼玉県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 鈴 木 聖 二

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成27年度・平成28年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 72機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	川口県税事務所、所沢県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	北部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	総合リハビリテーションセンター、所沢児童相談所
保健医療部	加須保健所、高等看護学院、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	秩父農林振興センター、大里農林振興センター、農業技術研究センター、茶業研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、大久保浄水場、行田浄水場、水質管理センター
病院局	循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所
教育局	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、文書館、大滝げんきプラザ、浦和東高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、戸田翔陽高等学校、新座柳瀬高等学校、皆野高等学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、宮代特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	警察学校、朝霞警察署、川越警察署

(3) 監査実施日

平成28年8月18日～平成28年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- (イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
県民生活部	男女共同参画推進センター	平成27年度の「埼玉県男女共同参画推進センター保育士派遣業務委託」に係る随意契約において、2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1者からのみの徴取で契約を締結したことは、不適切であった。
農林部	農業技術研究センター	平成27年度の「産業廃棄物収集運搬委託契約」及び「産業廃棄物処分委託契約」(契約金額合計599,940円)について、契約書を作成した委託契約では検査調書を作成しなければならないにもかかわらず、検査調書を

		作成していなかったのは、不適切であった。
警察本部	警察学校	平成27年度の「警察学校庁舎環境衛生管理業務委託」(2,592,000円)の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。